企業の社会的責任

企業は、株主、顧客、取引先、従業員、地域社会というすべてのステークホルダーと関わり合いながら社会を構成する一員として存在 しています。

TDKでは、創業当初から、「創造によって文化、産業に貢献する」社是の下に社会との共生を大切にしてきました。エレクトロニクス 産業分野において、創造(オリジナリティ)により独創的な新製品を提供することが社会に貢献し、また公正な企業倫理を遵守・徹底し ていくことが当社の果たすべき社会的責任であると認識し企業活動を行っています。

【コーポレート・ガバナンス体制】

当社グループのコーポレート・ガバナンス体制(取締役の職務の 執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その 他の会社の業務の適正を確保するための体制)は、次の通りです。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確 保するための体制

当社は、経営の遵法性・透明性・健全性を確保し経営目標を達成 するため、次の経営体制を確立しています。

1. 監査役制度の採用と監視機能の強化

当社は、会社法に基づく監査役制度を採用するとともに、利害 関係のない過半数の独立した社外監査役(5名中3名)を招聘し、経 営の監視機能を強化しています。

2. 取締役会機能の強化及び責務の厳格化

取締役会を少人数構成(7名)とすることにより、迅速な経営の 意思決定を図るとともに、利害関係のない社外取締役(1名)を招 聘し、経営の監視機能を強化しています。また、取締役の責務に対 する株主の信任機会を事業年度毎に確保するため、取締役の任期 を1年としています。

3. 執行役員制度の採用による迅速な業務執行

当社は、執行役員制度を採用し、取締役会における経営の意思 決定及び取締役の業務監督機能と業務執行機能を分離しています。 執行役員は業務執行機能を担い取締役会の決定した事項を実行 することにより、経営の意思決定に基づく業務執行を迅速に行い ます。

4. 取締役会諮問機関の設置(企業倫理·CSR委員会、情報開示諮 問委員会、報酬諮問委員会)

企業倫理·CSR委員会は、取締役·監査役·執行役員他全グループ 社員に対し、当社グループの経営理念である「社是・社訓」、法令を 含む社会的規範を遵守するための具体的な行動指針を定める 「企業倫理綱領」を周知徹底し、企業倫理の実現と社会的責任に対 する意識の浸透を図ります。

情報開示諮問委員会は、証券取引に関する諸法規及び当社が 株式上場する証券取引所規則に基づき、網羅性・的確性・適時性・ 公平性をもって適切な情報開示が行われるよう、株主及び投資 家の投資判断に係る当社の重要な会社情報・開示書類を審議し 精査しています。

報酬諮問委員会は、社外取締役を委員長として、取締役及び執 行役員並びに子会社の社長及びそれに準ずる役員の報酬を審議 し、報酬決定プロセスの透明性並びに会社業績、個人業績及び世 間水準等から見た報酬の妥当性を判断しています。

こうした体制の下、経営の監視機能を果たす監査役は、監査役執 務規程及び監査役会規程に基づきその職務を執行し、取締役によ る職務執行の法令及び定款に対する適合性及び妥当性を監査する ことにより、経営の遵法性・透明性・健全性を確保しています。

また、経営の意思決定及び業務執行の監督を責務とする取締役 は、法令及び定款の主旨に沿って制定された取締役執務規程及び 取締役会規程に基づき、また、業務執行を責務とする執行役員は、 執行役員執務規程及び経営会議規程に基づきその職務を執行す ることにより、遵法性・透明性・健全性を確保しています。

さらに、当社は、当社に適用ある各国の証券取引法及びその他 の同種の法令並びに当社が上場する各証券取引所の規則等(以下 「証券規制」と総称する)、とりわけサーベンス・オクスリー法(米 国企業改革法)及びニューヨーク証券取引所規則を遵守するた め、次の体制を確立しています。

- 1) 証券規制により開示が義務付けられているすべての情報を収 集し、記録し、分析し、処理し、要約及び報告し、証券規制所定の 期間内に適時に開示することを保証するための統制その他の 手続を確立しています。
- 2) 適用ある会計基準に従った財務諸表の作成が可能となるよう、 会社の行う取引が適切に授権されていること、会社の資産が無 権限の使用または不適切な使用から保護されていること及び 会社の行う取引が適切に記録されかつ報告されていることに

ついて、合理的な確信を得られるように設計された手続を会社 が有することを保証するための体制を確立しています。

3) 上記経営体制がコーポレート・ガバナンスに関する体制につい ての証券規制の要請を遵守するものとなることを確保してい ます。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する

当社の業務執行の責任者である社長は、当社グループに適用さ れる文書管理規程を制定し、情報の保存及び管理方法に関する原 則を定めます。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループのリスク全般については、管理部門を統括する執行 役員の下で、主要なリスク要因の特定・分析・評価などを行います。 そのための組織として、総務部内に「企業リスク対策推進事務局」 を設置しています。個別のリスク(法務、財務、IT、災害、環境等に関 するリスク)に対しては、全社規程・細則・要領及び部門毎に定め る部門要領で運用ルールを定めるとともに、その領域毎の業務執 行責任者が日常のリスクに対応し、全グループとして対応が必要 となるリスク予防策及びリスク対策については、危機対策事務局 が中心となり活動しています。

また、監査役及び内部監査組織である経営監査部がリスク対策 の実施状況をモニタリングし、リスク低減のための助言及び支援 を行います。さらに、顧問弁護士から、当社グループに起こり得る リスクについて助言を随時受ける仕組みを確立しています。

なお、今後当社では「リスク管理委員会」を新たに設置し、事業 目標の達成を阻害する事態や事業継続を困難にさせる事態を引 き起こす重大なリスク要因に対する対策を推進することで、全グ ループにわたる統合的な管理をさらに進めていきます。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する ための体制

当社は、取締役会を少人数構成とすること、執行役員制度を採 用することにより、取締役による経営の意思決定を効率的かつ迅 速に行います。

また、常務以上の執行役員及び社長が指名した執行役員から 構成される経営会議において、当社グループの開発・製造・販売・

財務状況等の業務執行に関する方針及び政策を審議し、全執行役 員が決定事項に従ってその職務を速やかに行います。その執行状 況については、取締役会への付議及び執行役員による経営会議へ の定期的な報告により、経営が効率的に行われることを確保して います。

さらに、全グループ社員が共有する中期的な経営目標の設定と その浸透を図るとともに、ITシステムの活用により各部門の目標 及び実行計画とその進捗状況について、迅速な集計と状況の把握 を行う体制を確立しています。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確 保するための体制

当社グループは、取締役、監査役、執行役員及び従業員に対し、 当社グループの経営理念、企業倫理規範及び企業行動基準を周知徹 底しています。これにより、経営の遵法性・透明性・健全性を高め、職 務執行が法令及び定款に適合することを確保しています。

また、企業倫理・CSR委員会を軸に国内外の子会社も含めた企 業倫理管理体制を構築し、企業倫理遵守状況を定期的に監視する とともに、当社内に相談窓口(ヘルプライン)を設置し、当社グ ループ内のコンプライアンスに関わる情報や意見を直接汲み上 げる体制をとっています。

(6) 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における 業務の適正を確保するための体制

当社及び当社グループの業務の遵法性・透明性・健全性を確保 し経営目標を達成するため、各取締役・執行役員・業務執行責任者 は、企業倫理綱領並びに当社グループを対象とした全社諸規程及 び職務決定権限規程を遵守し、意思決定を行うことで、業務の適 正を図っています。

また、監査役は当社及び当社グループの各部門に対し、部門監 査・重要書類閲覧・重要会議出席を通じ、業務執行状況を定期的に 監査しています。さらに、経営監査部は、当社及び当社グループの 各部門に対し、業務執行と経営方針との整合性、経営効率の妥当 性の面から定期的な監査及び支援を行っています。

こうした体制の下で当社及び当社グループの業務の適正を確 保することにより、米国の証券取引所上場企業に適用されるサー ベンス・オクスリー法(米国企業改革法)等の外部要求にも適切に 対応しています。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求め た場合における当該使用人に関する事項

業務執行機能から独立した専属の使用人で構成される監査役室 を設置し、監査役の職務における補助機能を果たしています。

(8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役室での職務に従事する使用人に対する人事考課は監査 役が直接評価し、異動・懲戒については、監査役の同意を得た上で 当社運用ルールに従って決定しています。

また、監査役から監査業務に関する指示及び命令を受けた使用 人は、その指示及び命令については取締役からは指揮命令を受け ないものとしています。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、 その他の監査役への報告に関する体制

経営会議の議事録について、その写しを監査役へ速やかに提出 し、業務執行全般に関する方針並びに政策に関する重要事項の審 議状況を監査役が確認できる体制をとるとともに、特に重要な案 件については適宜、監査役に対し、経営会議に参画している執行 役員から直接説明を行います。

また、全社の事業計画立案段階で監査役に助言を受けるととも に、期中の進捗状況を示す業務執行各部門作成の経営報告書につ いて、その写しを監査役へ提出し、全社の業務執行状況を監査役 が確認できる体制をとっています。

特に、企業倫理・CSR委員会の活動状況については適宜、監査 役に対し、委員会に参画している執行役員から直接説明を行っ ています。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保す るための体制

監査役及び監査役会は代表取締役と定期的会合を持ち、経営方 針を確かめるとともに、当社グループが対処すべき課題、当社グ ループを取り巻くリスク、監査役監査上の重要課題等について意 見交換を行い、代表取締役との相互認識を深めます。

また、監査役及び経営監査部、さらに会計監査業務を行う会計 監査人が定期的会合を持ち、各々の監査計画と結果について情 報共有を図ることで、監査役監査が実効的に行われることを確 保しています。



当社は「TDK企業倫理綱領」を定め、当社ホームページ(http://www.tdk.co.jp/tjaaa01/aaa07000.htm) に公開しています。その内容は、TDK株式会社及びTDKの連結対象子会社の取締役、監査役、執行役員及び 従業員が、法令はもとより社会的規範等を遵守するための具体的な行動指針を定めるものです。



ニューヨーク証券取引所のコーポレート・ガバナンスに関する規則によりますと、外国企業の上場会社 は、それらが実践しているコーポレート・ガバナンスと、ニューヨーク証券取引所に上場する内国企業に おける基準との重大な差異を開示するよう求められています。(上場規則303A条第11項)

当社はその規則に対し、米国証券取引委員会(SEC)に電子登録した年次報告書 "Form 20-F" において、 "Significant differences in corporate governance practices between TDK and U.S. listed companies on the New York Stock Exchange"というタイトルのもとでその内容を説明しています。

なお、"Form 20-F"は次のURLで確認することができます。

http://www.tdk.co.jp/ir/library/lib50000.htm

【社会貢献活動】

TDKでは、企業市民の一員として社会と共生することの大切さを改めて認識し、企業として社会にできる活動とは何かを考え、TDK 独自の社会貢献活動を推進しています。

社会への高い意識を持ちさまざまな活動を行うことで、健全で豊かな社会の発展に貢献します。

方針 「学術・研究/教育」「スポーツ/芸術・文化」「環境保全」「社会福祉・地域社会の活動」の4分野を選び、TDK グループのさまざまな資源(社員、製品、資金、情報等)を活用し、NPO/NGOなどとの連携も含め、積極的 な活動をグローバルに行います。

■「学術・研究/教育」分野

当社が持つ知識や経験、技能等を、社会に還元するととも に、青少年には、多様な知識や経験、技能等を学ぶ機会を提供 していきたいと考えています。



やってみよう!電子工作教室(甲府)

■「環境保全」分野

地球環境との共生を目指し、さまざまな環境保全活動への取り 組みを行っていきます。



「由利海岸林再生プロジェクト」植樹祭(秋田)

■「スポーツ/芸術・文化」分野

感動や興奮を与えてくれるスポーツや芸術活動を通じて、社会 に還元するプログラムを提供したいと考えています。



三段跳びクリスチャン・オルソン選手による学生への技術指導 (大阪・長居陸上競技場)

■「社会福祉・地域社会の活動」分野

地域社会におけるさまざまな課題をTDKの持つ資源を活用しな がら、より良い社会の実現に向けて活動をしていきます。



福祉施設ボランティア(TDK FUJITSU Philippines Corporation)

【環境活動】

TDKでは、環境保全を経営の最重要課題の一つと位置付け、長期的な展望に基づいた環境基本計画「TDK環境活動2015」を策定し、 取り組みを進めています。全社方針として掲げたゼロエミッション活動については、2003年度に国内全サイトでゼロエミッション を達成。海外サイトにおいても2006年度に全サイトで達成しました。今年度より00。排出削減を全社方針として掲げ、2010年度に CO₂排出量7%削減(1990年度比:国内)に取り組みます。



CO₂排出削減に向けた具体的取り組み

TDKでは、CO2排出削減の具体的施策として、生産プロセスの効 率化や付帯設備の省エネ機器の導入などを進めていますが、自然 エネルギーの導入についても進めています。具体的には、2006年 2月に導入した甲府工場の太陽光発電システム(発電容量 300kW)では、345,000kWh/年を発電し、238トン/年のCO2を 削減*しました。

*火力発電によるCO₂排出量相当分

